



平成 30 年 9 月号

インターンシップ

留学又は特定活動（就職活動及び就職内定者）の在留資格をもって在留中の方については、一定の要件を満たせば、資格外活動の許可を受けて1週について28時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内）で行う資格外活動（いわゆるアルバイト）が可能ですが、就職活動の一環として行うインターンシップの場合などには、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることができます。

＜1週について28時間を超えるインターンシップが認められる例＞

対象となる方

- (1) 在留資格「留学」をもって大学（短期大学を除く。）に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える者であって、かつ、卒業に必要な単位をほぼ修得している者（卒業に必要な単位をほぼ修得した大学4年生等）
- (2) 在留資格「留学」をもって大学院に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える者（修士2年生、博士3年生等）
- (3) 在留資格「特定活動」をもって在留する就職活動を行っている者
- (4) 在留資格「特定活動」をもって在留する就職内定者

対象となる活動

対象となる活動の例としては、就職活動の一環として行う職場体験を目的とする活動が挙げられます。大学等で学んだ専門的知識等を生かし、また、専修学校の専門課程を修了した方については、専攻した科目との関連性が認められるものに限られます。

提出資料

・ インターンシップを行う予定の機関が作成した活動内容、活動期間、活動時間、活動場所、報酬等の待遇を証する文書

※活動内容については、具体的に行おうとする内容を記載する必要があります。

- ・ 大学生又は大学院生の場合は、大学又は大学院が発行する在学証明書
- ・ 大学生の場合は、卒業に必要な単位数及びその修得状況が確認できる文書（成績証明書等）
- ・ 専修学校の専門課程を修了した者の場合は、専修学校が発行する成績証明書

Q. 大学4年生ですが、どの程度の単位を修得していれば、対象者（1）に該当するのでしょうか。

A. 卒業に必要な単位のうち、9割以上の単位を修得している必要があります。

Q. 雇用契約書は必要ですか。

A. 資格外活動許可申請に際しての提出資料として雇用契約書を必要とするものではありませんが、実際に行う活動内容について、インターンシップを行う予定の機関に証明してもらう必要があります。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）

TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>